輸出貿易管理令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年九月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百十八号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号の三及び第一号の六中「第二号フ」を「第一号の二、第二号フ」に改める。

別表第二の三第一号の次に次の一号を加える。

一の二　次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの（前号に掲げる貨物を除く。）

イ　軍用の化学製剤の原料となる物質並びに軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質及びその原料となる物質

ロ　次に掲げる貨物であつて、軍用の化学製剤の製造に用いられる装置並びにその部分品及び附属装置

(1)　反応器

(2)　貯蔵容器

(3)　熱交換器及び凝縮器

(4)　蒸留塔及び吸収塔

(5)　かくはん機

(6)　弁

(7)　ポンプ及びその部分品

(8)　局所排気装置

(9)　化学物質の分析又は検知に用いられる装置並びにその部分品及び附属装置

(10)　電解槽及びその部分品

(11)　圧縮機

ハ　次に掲げる貨物であつて、軍用の細菌製剤の製造に用いられる装置及びその部分品

(1)　物理的封じ込めに用いられる装置及びその部分品

(2)　発酵槽

(3)　遠心分離機

(4)　物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置

(5)　核酸の合成又は核酸と核酸との結合を行うための装置

別表第二の三第二号中「前号」を「前二号」に改め、同表第二号の二中「前二号」を「前三号」に改め、同表第三号中「前三号」を「前各号」に改める。

附　則

この政令は、令和四年十月七日から施行する。

経済産業大臣　西村　康稔

内閣総理大臣　岸田　文雄

○経済産業省令第七十七号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第二の三の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令を定める。

令和四年九月三十日

経済産業大臣　西村　康稔

輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令

輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令（令和四年経済産業省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一条　輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第二の三第一号の二イに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するもの及びこれらの物質を含む混合物（混合物にあっては、第一号から第三十二号までに該当するいずれかの物質の含有量が全重量の九〇パーセントを超えるもの及び第三十三号から第七十三号までに該当するいずれかの物質の含有量が全重量の九五パーセントを超えるものに限る。）とする。	［新設］
一　アセチレン	
二　アセトン	
三　アンチモン	
四　ベンズアルデヒド	
五　ベンゾイン	
六　塩素	
七　ジシクロヘキシルアミン	
八　エチレン	
九　酸化エチレン	
十　フルオロアパタイト	
十一　硫化水素	
十二　マンデル酸	
十三　クロロメタン（別名塩化メチル）	
十四　ヨウ化メチル	
十五　メチルメルカプタン	
十六　エチレングリコール（別名エタンジオール）	